

さいたま市告示第1460号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおりさいたま市立病院事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第198号）第5条に規定する使用料及び第6条に規定する手数料に係る一部の未収金の収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和4年9月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 委託の相手方

(1) 住所

東京都中央区日本橋3-9-1 日本橋三丁目スクエア12階

(2) 氏名

弁護士法人ライズ綜合法律事務所

(3) 代表職・氏名

代表社員 田中 泰雄

2 委託期間

令和4年10月1日から令和7年9月30日まで

所 管：さいたま市立病院 医事課

告示期間：令和4年9月30日～令和4年10月14日